

取扱区分：「公開」

令和4年第5回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和4年5月10日（木）10時00分

於：周南市役所 多目的室

# 令和4年第5回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年5月10日(火) 午前10時06分 ~ 午前10時44分

2 場 所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 17人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第6番	高 橋 恵	第7番	田 中 榮 作
第8番	歳 光 時 正	第9番	野 村 邦 幸
第10番	林 俊 一	第11番	原 田 雅 之
第12番	弘 中 壽	第13番	藤 井 孝
第14番	藤 原 典 子	第15番	松 田 孝 行
第16番	山 崎 光 夫		
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 1人

第5番 白 石 純 治

(3) 事務局職員 4人

局 長	中 山 浩 毅	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	時 重 智 一	書 記	重 岡 のぞみ

(4) 傍聴人 なし

#### 4 議事日程

##### 第1 議事録署名委員の指名

##### 第2 議決事項

議案第21号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第22号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第23号	令和3年度周南市農業委員会事業報告の承認について	1件

##### 第3 報告事項

報告第27号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	5件
報告第28号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件
報告第29号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	7件
報告第30号	農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	2件
報告第31号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	9件
報告第32号	非農地判断の結果について	249件
報告第33号	現況が農地でないことの証明等について	9件
報告第34号	相続税の納税の猶予に関する適格者証明について	4件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中17人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第5番・白石純治委員の1人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表を配付しておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時6分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和4年第5回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第6番・高橋 恵 委員、第8番・歳光 時正 委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

中山事務局長

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

1 ページの議案第21号は、1 議案 2 件です。

番号 1 番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田 1 筆の面積が136平方メートルの申請譲受人が所有し耕作する農地に隣接した農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、農業後継者がいないため、譲受人に贈与により譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により、隣接する申請地を耕作するため農地を取得するものです。

譲受人の取得後の農地所有面積は約20アールとなり、下限耕作面積である30アールの要件を満たしません。

しかしながら、農地等の権利移動の許可を制限した農地法第 3 条第 2 項ただし書では、下限面積に達していない場合において、「政令で定める相当の事由があるときは、この限りではない。」と規定されています。

農地法施行令第 2 条第 3 項各号に、この政令で定める相当の事由が列挙されていますが、第 3 号に「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。」と規定されています。

譲受人は申請地に隣接する農地を所有し耕作していることから、法の趣旨に反するものではなく、所有権の移動は許可することができると考えます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

第18番山下委員

第18番の山下です。

番号1番は、申請譲渡人が遠隔地に居住し、後継者もないため、申請地に隣接する土地の所有者が譲受人で、贈与により所有権を移転しようとするものです。

4月15日に、事務局と現地調査を行いました。

申請地は、隣接する譲受人の土地と一体となっており、一枚の田として、耕作されていました。

当日、隣接する譲受人の自宅を訪問し、本人から、以前から自分の所有地と合わせて一体として耕作しており、譲渡人から贈与したいとの申し出があったので、これに応じることとした旨のことを伺いました。

取得後も今までどおり、水稻を作るとのことでした。

譲渡人への意思確認ですが、遠隔地に居住されているため、市内在住の譲渡人の姉に、同日、電話にて確認をいたしました。

申請地は、先祖から代々所有しているものの、代々近くに居住しておらず、以前から譲受人が耕作されているとのことでした。

弟は、農業をする意志もなく、また、後継者もないため、所有する土地の整理を進めているとのこと、自分が市内に居住しているので、地元代理人として、法務局に行って、手続は、農業委員会の許可が必要であることを聞いて、農業委員会に相談し、今回の申請に至ったとのことでした。

関係書類も完備されており、処理基準に照らして所有権移転に問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

ただ今の議案第21号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第21号、番号1番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第21号、番号1番は、許可と決定い

たします。

続きまして、議案第21号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号2番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆の合計面積が5,460平方メートルの農地です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は、遠隔地に居住しており耕作困難なため、譲受人に売買により譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模を拡大するため、譲り受けるものです。

取得後の農地は、約320アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

林委員

第10番林委員

10番の林です。

議案第21号2番について補足説明いたします。

去る4月25日に事務局2名と現地確認いたしました。

現地は、ほ場整備された土地で、既に水田にされておりました。

去年まで、譲渡人の父親が水稻を作付けされていましたが、今年に亡くなられ、息子さんが相続されたが遠方のため、地区の推進委員さんに相談したところ譲受人さんが引き受けてくれることになったため、この度の所有権移転の申請になりました。

農機具等も完備されており、何ら問題も無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第21号、番号2番について質疑を行います。  
ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。  
議案第21号、番号2番について採決を行います。  
許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第21号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

2ページから3ページの議案第22号は、1議案5件です。  
それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積465.19平方メートル、パネル枚数180枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢となり、後継者もいないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、四熊市民センターから西へ約130メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。



以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

山崎委員

第16番山崎委員

16番、山崎でございます。

議案第22号番号1については、去る4月26日、譲渡人と譲受人と現地で面談し、調査と意思確認をしましたのでご報告します。

譲渡人は高齢で後継者もいないため農地の管理に困って売却を考えておられたところでございます。

一方、譲受人は太陽光発電設置に適した土地をさがしていたこともあり、双方が一致し、譲渡人は譲受人に農地を譲渡されるものでございます。

農地は、多少草はありましたが、よく管理されておりました。

また、農地と農地の間に水路がありますが、これについては法定外公共物専用許可書が添付されておりますし、雨水は農業用排水路に自然排水するとのことで水路関係者から支障がないとの資料も出ております。

また、農地と農地の間を通過している水路についてはケーブルで送電するとのことで関係者にも事前に説明がされており、農業用の排水路への影響はないと思われます。

また、周辺農地への影響等については関係者への事前説明がされており、特に問題になることはないと思われますのでよろしくご審議の程お願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第22号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第22号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第22号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

申請譲受人は、キャンプ場とヤギ牧場を開設するため、申請地を購入しようとするもので、2572番1及び2573番1の合計790㎡はヤギ牧場に、2577番2はキャンプ場にしようとするものです。

譲渡人は、相続したが市外に在住のため管理ができず、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、大潮田舎の店から北西へ約2,600メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

林委員

10番林です。

議案第22号2番の農地法第5条第1項の規定による許可申請について補足説明をいたします。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第10番林委員

去る4月25日に事務局2名と推進委員1名と計4名で現地確認いたしました。

譲受人と譲渡人とは電話にて確認いたしました。

現地は樹園地と畑になっていました。

これから整備してヤギ牧場とキャンプ場を開設したいとのことです。

譲受人は阿武町でヤギ牧場を開設しておりますが、一部ヤギを移設したいとのことです。

譲渡人も遠方のため管理ができないため、この度、譲り渡すことにしたそうです。

必要書類も完備されており、周りに民家も無く、近隣の影響も無いと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第22号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号、番号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第22号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第22号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

申請譲受人は、当該地を囲む敷地内の通路として利用するため、

申請地を購入しようとするものです。

譲渡人は、今後も耕作する見込みがなく、維持管理が難しいため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、熊毛中央公園運動場から南西へ約 240 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は都市計画法の用途地域が定められている第 3 種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

第 11 番の原田です。

議案第 22 号 3 番について補足説明いたします。

去る 4 月 26 日に事務局、地区担当推進委員と現地確認、4 月 28 日に譲受人と現地で、申請代理人と電話にて意思確認、5 月 7 日に譲渡人と遠方のため電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は用途地域で雑草が繁茂しておりました。

譲渡人の話では、10 年ほど前までは近所に住む親族が畑として耕作していたものの耕作不能となり、別の親族が草刈りをしていたのですが、なかなか行き届かず隣接する譲受人も時々草刈りをしてくれていたそうです。

車も入らない狭小農地で、譲渡人は遠方に住んでおり、今後も申請地の管理のできる見込みもないため、譲受人に譲渡したいとのことでした。

譲受人はゴミ出し等の際、出入口が遠く遠回りになり不便で、申請地の部分を通用門として利用することで利便性が良くなるため、取得したいとのことでした。

申請地と隣接する譲受人所有地の間には図面上には水路がありましたが、現状は既に潰れており、水路の先の農地も既に転用されておりました。申請代理人に確認したところ、本申請の許可が下り次第、払い下げの申請を行い一体利用したいとのことでした。

他の周辺は通路で他の農地への影響はありません。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第22号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号、番号3番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第22号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第22号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

申請譲受人は、移動式クレーン置場、駐車場、石材置場、資材置場、作業スペース等として整備するため、申請地のうち2040番1

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

の 956 平方メートルは、雑種地・原野である一体利用地 250 平方メートルと共に使用貸借し、申請地の残り 2,186 平方メートルは、購入しようとするものです。

譲渡人は、農地の耕作や維持管理ができるものがないため、譲受人に譲渡し、一部は貸付けをするものです。

申請地は、大河内駅から北東へ約 600 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

11 番の原田です。議案第 22 号 4 番について補足説明いたします。

去る 4 月 26 日に事務局、地区担当推進委員と現地確認、4 月 27 日に申請代理人と電話にて 5 月 1 日に譲渡人と譲渡人自宅にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は雑草が生えておりました。

譲渡人の話では、4 年前から耕作していないとのことでした。

家及び農機を保管している場所からも遠く、国道を通行して移動しなければならない上、水の便も悪くポンプアップして水をとらなければならない状況で耕作することができないため、譲受人に譲り渡したいとのことでした。

譲受人は周南市内の事業者で、事業拠点を一か所にまとめて効率化を図ろうと考えていたところ、既に所有している農地に隣接する申請地の売却の話を聞き、既に所有する農地と一体利用するため譲り受けるとのことでした。

申請地周辺は山林、原野、譲渡人所有農地で汚水の発生もなく雨水も道路側溝への放流で周辺農地への影響はありません。

ただ、近年の大雨のこともあるので、オーバーフローすることの無いよう排水対策を行うよう伝えておきました。

また、一部1メートルから1.5メートル盛土を行いますが、ブロック積で盛り土の崩落の心配もないと思われます。

申請地から少し離れている住宅がありますが、現在不在で所有者の親族に本申請の説明を事前に行い了承を得ているとのことでした。

また、申請地の間に赤線道があるのですが、使用しているのは譲渡人が申請地に入るときに利用しているだけで、本申請の許可後、払い下げの申請を行い一体利用したいとのことでした。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第22号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号、番号4番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（山下会長）

異議がありませんので、議案第22号、番号4番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第22号、番号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号5番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積863.39平方メートル、パネル枚数336枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが2基です。

譲渡人は、農地として維持管理することが困難となり、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野の周南リハビリテーション病院から南西へ約600メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番弘中委員

12番の弘中です。

先に譲受人、譲渡人双方に契約が成立していることを確認いたしました。

事務局と共に先般、現地調査をいたしました。

この農地の環境につきましては比較的良好な農地の耕作環境にあ



ります。

そういったところで許可後に及ぼす悪影響が許可要件を満たしている関係もあって、別段支障がないものというふうに判断をされます。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第22号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号、番号5番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第22号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第23号、「令和3年度周南市農業委員会事業報告の承認について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

議案第23号について、ご説明いたします。

4ページの議案第23号は、別紙のとおり、令和3年度周南市農業委員会事業報告（案）をまとめましたので、本事業報告を承認することにつきまして、ご審議を求めるものです。

先月の委員全員協議会で未定稿のものをお配りし、4月20日までにご質問やご意見をいただきたくお願いしましたが、ご質問やご意見はございませんでした。

別紙では、先月にお配りしたものの修正箇所を赤色で示しています。

本編は5ページから始まりますが、5ページから7ページには、「1組織運営」として、総会、協議会及び幹事会等の開催状況を記載しました。

7ページには、「2農業委員・農地利用最適化推進委員」及び「3事務局体制」を記載しました。

8ページから23ページには「4活動実績」で、(1)農地等の利用の最適化を推進する活動、(2)農地法等関係活動、(3)組織活動、(4)研修活動、(5)情報提供活動、(6)日常活動、(7)その他の活動の7つの活動に区分して実績を記載しました。

23ページから27ページには、「5まとめ」を記載しています。

27ページから29ページは「6年間活動実績表」で、月別、日別の行事等の活動実績を表としてまとめています。

以上が本編で、31ページ以降が「資料編」になります。

32ページから35ページが「1総会の議事」で、議案及び報告の月別の個別件数を表にまとめています。

36ページから43ページが「2農地法等に基づく処理状況等」で、許可処分、届出の受理、証明書の交付等の処理状況を月別に区分して表にまとめています。

44ページ、45ページが「3用途別転用の状況」で、農地法第4条・第5条、許可・届出等に分け、用途別・施設概要別の転用の状況を表にまとめています。

46ページ、47ページが「4常設審議委員会の意見聴取」で、農地法第4条・第5条に分け、月別の意見聴取の状況、用途別・施設概要別の転用の状況を表にまとめています。

48ページから52ページが「5農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況」です。

最後の52ページ、「表36農地利用最適化交付金事業の対象とした活動」は令和3年度農地利用最適化交付金事業完了報告書の内容を一部加工し、その活動区分ごとに活動日数、活動内容を記載しました。

本編、資料編を合わせて全体で「事業報告」としています。

議長（山下会長）

以上です。

ただ今の議案第23号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」のような簡易な修正及び件数・面積等の数字の修正については、会長にご一任を頂きたいと思えます。

このことを踏まえ、議案第23号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第23号は、承認することに決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第27号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

5ページから6ページの報告第27号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は5件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第27号を終わります。

続きまして、報告第28号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

7 ページの報告第28号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、1 件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第28号を終わります。

続きまして、報告第29号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

8 ページから9 ページの報告第29号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、7 件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第29号を終わります。

続きまして、報告第30号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお

願います。

中山事務局長  
中山事務局長

中山事務局長

10ページの報告第30号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、2件です。

番号1番及び番号2番については、農地法施行規則第53条第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話に係る基地局設置のための転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第30号を終わります。

続きまして、報告第31号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長  
中山事務局長

中山事務局長

11ページの報告第31号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後、3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているもので、今回は9件です。

添付書類も完備され、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第31号を終わります。

続きまして、報告第32号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

12ページから24ページの報告第32号は、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしましたので、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は249件です。

判断の結果、農地に該当が37筆、15,741.43平方メートル、非農地に該当が212筆、144,031.50平方メートルであると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第32号を終わります。

続きまして、報告第33号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

25ページから27ページの報告第33号は、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をしたので、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領第18条の規定により、非農地判断の結果及び非農地証明書の交付等を報告するもので、今回は9件です。

番号1番から番号9番までの9件につきまして、非農地判断の結果、非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第33号を終わります。

続きまして、報告第34号「相続税の納税の猶予に関する適格者証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

28ページから29ページの報告第34号は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税の猶予に関する適格者証明願いがあったもので、今回は4件です。

内容は記載のとおりで、現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により適格者である旨を証明いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第34号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和4年第5回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時44分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和4年5月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 高 橋 恵

委 員 歳 光 時 正